

第 170 話<二陣判決>の要約と参考資料

第 170 話<二陣判決>の要約

1990 年の年が明けると、土呂久山荘の改築オープン、世界 44 か国から送られてきたメールアート展、さらに公害訴訟と公健法を両立させた宮崎地裁延岡支部の 2 陣判決、うれしいことがつづきました。次の目標は最高裁で公健法継続を可能にする 1,2 陣一括和解です。

第 170 話<二陣判決>の参考資料

170-1 土呂久山荘オープン

堀田宣之医師から川原への葉書（1989 年 9 月 20 日消印）

土呂久の小屋の件に関しましては、横井氏から伺い話をしておきました。近年、ほとんど誰も使用していないので、私個人の意見としては、使用・改造して戴くことは大変有難いことで異存は全くありません。ただ家主が 30 数名もおおり、異った意見の持ち主もいるかも知れませんが、横井氏には、現在考えられる最良の方法として以下の事柄を申しておきました。

1. 被害者の会が組織として家主のメンバーになる
2. 守る会のメンバーでよく小屋を使用する人もメンバー（家主）になる

【条件は入会金 2 万円と年会費 1000 円を収めることです】

こうしておけば、小屋を使用する各家主が各自の都合で費用を個人負担で小屋を改造することに関して、文句は出ないであろうと思います。こちらの世話人（熊大遺伝研の松村氏）には、私の方から事情を近々話しておきます。

私の考えでは、現在の家主で土呂久に出かける者は将来、ほとんどいないであろうと思いますので、守る会のメンバーの方が数名おはいいになって、小屋の管理・使用を守る会や被害者の会に移譲してしまうのが、最も小屋を長く保存するのに良い方策だと思っています。では又、いづれ近々おめにかかりたいと思います。

「共に歩む」第 9 号（1990 年 11 月 15 日）より

川原一之「新しい段階の拠点として ◇土呂久山荘オープン◇」

土呂久二陣訴訟の判決を 2 日後に控えた今年 3 月 24 日、宮崎、日向をはじめ東京、熊本などから支援者 50 人が改装なった土呂久山荘に集まってきました。ワゴン車「ともに歩む号」から降ろされたダンボールの箱につまっていたのは、世界 32 カ国から集まったメールアート約 1000 点。メールアートとは、郵便を使って手軽にメッセージを交換し合う現代美術の方法の一つ。公害のむら土呂久で「木霊（こだま）」をテーマにしたメール

アート展を開いて、世界へ地球環境の保全を訴えようという企画なのです。さっそく山荘を会場にして飾りつけが始まりました。

はがきや封筒で送られた小品が中心ですが、1000点集まると、山荘の壁に障子に襖、さらに天井までぎっしり埋めつくされました。絵やイラストが主なのですが、他に書あり、写真あり、オブジェあり、手工芸あり、創意工夫をこらした作品が環境破壊を告発しています。山荘をおおいつくしたメールアート群には、屋内にいるものを圧倒せんばかりの迫力がありました。

展示会が終わった午後4時から、山荘落成式が始まりました。被害者の会会長の佐藤トネさんが「りっぱな山荘のこけら落としに、世界中からたくさん土呂久へ熱い便りを寄せていただいてうれしく思います」と挨拶。「土呂久山荘吹谷」と墨で書かれた看板を、トネさんへ渡した守る会の上野登会長が、次のように話した言葉が、山荘に託したみんなの気持ちを代弁しているように思いました。

「土呂久の運動は節目を迎えるたびに、新しいものを創りだしてきた。いまでも苦しくて先が見えない中で、それぞれ辛く苦しい重荷を背負ってここまで来た。あさっての判決が、次の展開をはかるきっかけになると思う。この山荘を根城にして、新しい闘いを開いていこう」

(略) 土呂久山荘の役割は、各地から土呂久へ訪れた人を迎え、被害者と交流を深めて土呂久公害への認識を深める場であるのです。自然環境を失った都会の住人が、緑深き山奥の土呂久で寝泊まりして、現在の文明のありかたを考える場としても、土呂久山荘は格好の場になるでしょう。そのためには、多くの人が集会や宿泊に利用できるような、開かれた山荘運営を目指さなければなりません。

改装にかかった資金の一部を捻出する目的もあって、新たに山荘維持会員を募集することにしました。一口2万円で50人が会員になって、年会費を納めながら維持に協力し、特別料金で利用できるシステムです。宮崎県木城町に住んでいる国際的な版画家、黒木郁朝さんにすでに会員証の作成を依頼しました。近く、限定50人の会員の募集を始める予定です。

これまでは空家だった小笠原武さん宅、つづいて故佐藤鶴江さん宅を集会や宿泊の場として使わせてもらってきました。山荘は従来「熊大小屋」と呼ばれ、自主検診を実施した熊本大学の堀田先生を中心に、30人くらいの会員で山小屋として使ってきた施設です。それを今回、もっと広く利用できるように改装し、被害者や支援者がいつでも利用できる形に変えたのです。

生熊来吉「土呂久にいらっしやい 山荘が待っている」

「土呂久山荘」は被害者・支援者・医者・弁護団など、土呂久公害にかかわっている人びとの会議・集会・交流などの場として、運動の拠点になりますが、また、外部から土呂久を訪れる支援者たちの宿泊にも使用されます。その正式名称は「土呂久山荘吹谷」です。

吹谷というのは字（あざ）の名前で、それは「土呂久かなやま金吹く音は三里聞こえて五里響く」という、昔から伝わる「土呂久金吹き唄」の文句のように、幕藩時代に沢山ふいごが作動し、金吹きが盛んに行われていたところからこの地名が生まれました。

木造平屋建の質素な家ですが、京間の 20 帖と 4 帖半の二間に、縁側、五右衛門風呂、厨、雪隠などがあり、冷蔵庫、ガス、食器、蒲団なども備えつけてあるので、自炊、宿泊が出来ます。

その改修工事は大部分被害者や地元の人々の奉仕によって行われたので、費用はわずか 250 万円ですみました。それにしてもこれだけの金額は土呂久の運動としては少なからざる出費なので、その調達の方法を考えなければなりません。その方法の一つとして、2 万円出資の会員を、50 人を目標に募集します。これで 100 万円出来ますが、あとの 150 万円を共に歩む会を出してもらえないだろうかとの相談を持ちかけられました。そこで、共に歩む会の委員会で、土呂久被害者救済運動におけるその有用性・必要性を検討した結果、その申し入れを受諾することに決定しました。なお、去る 7 月の大雨による土呂久川の増水によって、縁先の谷川の護岸工事と、庭の土砂流失のあとの修復のために 50 万円があらたにかかりました。

（略）庭先には、るるいたる巨岩・奇岩に砕け散り、音を立てて流れ落ちる溪流。夜はそれにかじかの声まじって、深山幽谷の宵闇に包まれます。鉱山操業中は亜砒焼きの煙のために山林が枯れたのですが、休山から 28 年経った今日では、自然の回復力によって、全山濃い緑におおわれています。焼酎を飲みながら、被害者の公害の体験を聴き、山里の素朴で温かい人情に触れ、野菜や山菜などの自然の味によって人間性を回復します。都会生活で失われたものがここにはあります。支援者と被害者の交流ばかりでなく、都会の人と田舎の人との交流を体験することが出来ます。

土呂久を記録する会編「記録・土呂久」

川原一之「甞りの道しるべ」P157～P158 より

（二陣の）判決を 2 日後に控えた（90 年）3 月 24 日、土呂久を訪れる人の宿泊所として改修した「土呂久山荘吹谷」がオープンした。山荘開きには宮崎の守る会会員のほか、東京の対馬、鈴村、東京から水俣に移り住んだ安川栄、平松たけ子らが駆けつけ、この時期に合わせて国内外から送られてきた約 1000 点のメールアートを、壁に障子に天井に所狭しと飾りつけた。郵便に楽しい仕掛をこらしてメッセージを交換しあうメールアートの展示会を、森林破壊への怒りをこめた「木霊」というテーマで土呂久でやってみようと企画したのである。

170-2 メールアート展

西日本新聞聞き書き「山峡のシンフォニー」第 68 回

長く侵害されてきた鉱毒被害者の「人権回復の運動」はヤマ場を越えました。守る会は会則を改め、それからは「鉱害の歴史の記録および資料の収集保存」と「国内外の公害被害者との交流および連帯行動」に重きを置くことにしました。「国内外」と表記したのは、明確に世界を意識したからです。

きっかけとなったのが90年3月、土呂久山荘オープン企画だった「メールアート土呂久展」でした。僕が雑誌の取材で、福岡市の画家田部光子さんが代表を務める市民団体「地球芸術郵便局」を訪ねた時、国を超えて郵便物をアートにして送って楽しむメールアート展を土呂久で開くよう勧められたのです。「どんな山奥でも郵便は届く。草の根の国際展が、辺境の土呂久を世界の中心にしますよ」。この誘いに乗りました。「森の嘆きを表現して、環境保護を訴えよう」と副会長の坂本正典さんが提案した「木霊（こだま）」をテーマに、世界44カ国へ呼び掛け文を発送しました。

「土呂久は、鉱山のヒ素で山林や農畜産物そして人体が被害を受け、今も多くの人が苦しんでいます。あなたのメッセージは患者を励まし、環境保護の意思表示になるでしょう」

数日後から、作品が続々と届き始めました。切手を鉢巻きのように巻き付けた木魚や横線1本に「木はどこへ行ってしまったの？」と書いた葉書など、工夫された作品も多くありました。チェルノブイリ原発事故の影響を受けたリトアニア、タイのスラム街や香港の日本人学校の子どものなどから送られた約千点が集まりました。メールアートは、山峡のむら、土呂久を世界へ羽ばたかせたのです。展示作品が「木を救え」「地球を救え」「人間を救え」と訴えるメールアート展は好評でした。その後、宮崎県日向市、宮崎市、北九州市、徳島県、兵庫県、奈良県へ広がっていきました。

土呂久を記録する会編「記録・土呂久」

対馬幸枝「山里にむすんだ青春」P397より

(90年)3月下旬には土呂久でのメール・アート展と第2陣訴訟の地裁判決もあり、対馬、鈴木、青木、中野が宮崎へ行った。延岡の地裁の庭で完全勝利に歓喜する被害者の笑顔を目の当たりに見て、対馬らは被害者と共にあることの喜びを深く感じた。そして、もう一度原点に立ち返って運動を展開していくことを誓い合う。だが、混迷を抜け出す方策があるわけではない。地道に、じっくり、話し合い、何が良かったのか、悪かったのか、どこで道を踏み誤ったのか、みんなで確認し合いながら、進むしかない。

1990年10月には、「木を救え！ 地球を救え！ 世界から届いた土呂久メール・アート東京展」に取り組んだ。資金とスタッフを募るため、実行委員会の形をとり、代表には中野英幸がなった。20日から26日は早稲田奉仕園で、28日から31日は錦糸町のパチンコ店「銀星」の2階ホールで開催した。「銀星」のホールではベニヤ板20枚余を使っての会場づくりから始めなければならなかったが、富田茂、崎浜静子、町田よし子らもやって来て、トンカチ作業などを楽しんだ。千点にも及ぶ作品を飾り終えると、もう真夜中近

く、足はすっかり棒のようになっていて、足の裏が痛んだ。会場には塩崎弘志、荒木正子、松沢信明、群馬から関充明ら、懐かしい人たちが顔を見せ、何かをしていれば人は集まるものだと実感した。

170-3 土呂久訴訟二陣一審判決（1990年3月26日）

土呂久鉍害訴訟判決要旨

（宮崎地方裁判所延岡支部・平成2年3月26日宣告・裁判長裁判官 鏑木重明）

- I 当事者 原告 佐藤トネら 40名
 被告 住友金属鉍山株式会社
- II 主文 別紙のとおり（各認容金額の支払、その2分の1につき仮執行宣言）
- III 理由（要旨）

1. 本件は、原告ら又はその被相続人合計18名が、土呂久鉍山から排出された鉍毒のために、慢性砒素中毒症に罹患したとして、鉍業権者であった被告に対し、健康被害についての損害賠償を求めるものである。

2.（加害行為）

本件鉍害の原因は、土呂久鉍山での亜砒酸製造により砒素を中心とする鉍毒が排出され、それが土呂久の環境を汚染し、そこで生活していた原告らを汚染したことにある。

被告は、（略）砒素による環境汚染を争っているが、亜砒焼き窯が原始的な構造をしていたことや鉍山周辺の家屋の塵埃中の砒素含有量の検討結果などからすると、鉍煙中には砒素が含まれ、それが土呂久の大気などを汚染していた事実を認めることができる。土呂久鉍山での亜砒酸製造は、大正9年ころから始まり、戦前から戦後にかけて一時中断はあったものの昭和30年に再開され、昭和37年に閉山になるまで続けられたものであり、鉍山操業中はもとより、中止中や閉山後も、放置された捨石・鉍滓などから出る砒素のため、継続的に環境が汚染されていたものである。

3.（因果関係）

原告らが、土呂久鉍山から排出された砒素に曝露し、それが原因で慢性砒素中毒症に罹患したか否かが次の問題である。

慢性砒素中毒の症状としては、慢性気管支炎、多発性神経炎、心循環障害、胃腸障害、難聴、嗅覚低下、視野狭窄などをあげることができ、身体の種々の臓器又は組織に多様な障害が出現するのが特徴的である。しかも、症状は、砒素曝露が止んだ後にも持続したり、時間が経ってから出現したりし、皮膚癌や肺癌に至る場合まである。

土呂久地区は、国から昭和48年に慢性砒素中毒症の多発地域に指定され、以後宮崎県による公害認定の業務が行われてきたが、原告ら患者18名は、いずれも慢性砒素中毒症の認定を受けたものである。（略）

4. (責任)

被告は、昭和 42 年に土呂久鉱山の鉱業権を取得し昭和 48 年にこれを放棄したものであるが、鉱山から排出された鉱毒により被害を被った者に対し、鉱業法に基づき損害賠償の責任を負う。それは、鉱業権者であったときに損害が生じた場合はもとより。鉱業権放棄後に損害が生じた場合、さらには、鉱業権取得前に損害が生じた場合にまで、及ぶものである。(略)

5. (抗弁)

(1) 本件被害者の中には、宮崎県知事のあっせんにより、すでに被告との和解をし、230 万ないし 250 万円程度の和解金を受領した者がいる。これについては、和解当時の医学的知見その他の状況からみて、この和解の趣旨は、当時被害者らに認められた皮膚症状に対する保障の意味しかない認められ、その意味で和解の効力はきわめて限定されたものと解すべきである。そうであれば、この和解契約につき原告主張のような和解契約の錯誤無効ないし公序良俗違反の問題は生じないから、右和解金受領者については、受領相当額は控除されるべきである。

(2) 被告は(略) 鉱業法所定の消滅時効ないし除斥期間の主張をするが、(略) 損害は未だ進行中というべきであって、時効消滅ないし除斥期間満了の主張は成り立たない。(略)

(3) 「本件被害者らのうち、公健法ないし労災法による給付を受けた者が受給額につき損益相殺されるべきである」との被告の主張については、本件で認められるべき損害賠償が、後述のとおり精神的苦痛に対する慰謝料であるところ、公健法給付・労災法給付のいずれも、慰謝料の填補たる性格を有するものではないから、この給付を受けたからといって、ただちに本件慰謝料額が損益相殺されるべきものではない。

6. (損害)

原告らの本件請求は、砒素によって生じた健康被害に伴う諸々の精神的苦痛に対する慰謝料を請求しているものと理解できる。慢性砒素中毒は、先に述べたとおり、全身の多数の臓器に広範な障害をもたらすものであり、症状によっては、砒素曝露が止んだ後も持続あるいは悪化するものである。そして、原告ら患者には、各人により差があるにせよ、それぞれ多数の症状が発生しており、その苦痛は多大なものであると認められる。(略) それぞれの程度に応じて損害額を算定すると、その額は、一番少ない者で 300 万円、一番多いもので 2500 万円と認められる。

170-4 二陣訴訟判決の日

川原ノート (1990 年 3 月 26 日)

日本晴れ 朝 土呂久 7 時半出発 ワゴンで 横井・上野
高木さんも顔をみせた。矢津田、佐藤定夫、豊嶋夫婦で

土呂久勢はみな、列車 8時25分発車予定 JR事故のため

高千穂からタクシーで(4台に分乗) 急遽変更してバタバタに
傍聴席 抽選(初めてのこと) マスコミ1社1人しか入れず

マスコミ関係者が傍聴券を求めた結果

川原 介添人として原告団席に座った 原告前列いちばん裁判官に近い席

原告側 弁護士12人、原告24人

住友側 弁護士5人、社員3人(鎌田、山本、若い社員)

10時半開廷 3分間撮影 裁判長読み上げる 主文ついで判決要旨

川原 横で見ている

裁判長が読み間違えたりすると

右と左の陪席が横から「違う」 こちょこちょと注意する

判決も要旨も 右と左の陪席が書いたのは明白

直 「全員勝訴して、感謝感激にたえません 皆様の方のご協力ご支援に！」

川本輝夫(水俣)「九州(ナガサキ・水俣・カネミ・土呂久)被害のるつぼ
画期的な判決だったと思います」

川原 住友に感謝したい 和解を蹴ったので この判決

二陣判決で目標はっきり見えた

①公健法・裁判を両立させる ②早期解決めざす

スクマさん(インドネシア 法律家人権協会)

「みなさん勝利おめでとうございます インドネシアの弁護士は企業の顧問なので
自分は弁護士をやっているが こんなケースで勝つことはない
皆さんの中で この勝利を聞いて うれしく思った たいへん幸せだ」

12時 記者会見から帰ってきた鎌田

「これほどまで 裁判所は 被害者の言い分 われわれの主張 理解してくれた

3回の判決の中で もっとも気持ち 晴れ晴れとした

公健法の給付をどう理解するか 内心 高裁の判決があるので

大幅に差し引かれるかと いちまつの危惧があった

裁判所は 純粹慰謝料という判断 全国 もっとも大きい意味を持っている」

「史」の会場 50人の予定が 100人を超えた ふくれあがった

マルティン(カトリック延岡教会神父)

「神に感謝」という祈りをもった

どうして教会が 公害と宗教と関係あるのか

神が 人間のために 環境をつくった

破壊される 環境を守るのは 人間のつとめ

土呂久公害第 2 陣訴訟は、第 1 陣の控訴から 7 カ月後の 1984 年 10 月に提訴しました。新たな原告患者 19 人は、鉾山で働きながら土呂久の居住歴がなかったり、他の炭鉾で既にじん肺の認定を受けたりしており、時効や病像の点で裁判では不利な面もありました。第 1 陣控訴審で浮上した裁判の補償金と公害健康被害補償法（公健法）給付の両立も大きな争点でした。

89 年 12 月 13 日に結審し、裁判長が「判決は 3 月 26 日」と述べました。結審から判決までの 3 カ月は公害裁判としては短いですが、傍聴を続けた僕は裁判所の意気込みだと感じました。「これで、控訴審判決からの悪い流れが変わるかも……」。

90 年 2 月、裁判所は突然「新聞報道では、原告は早期解決を望んでいるようだが、和解に応じる気持ちはあるか」と弁護団へ連絡してきました。被害者の会、弁護団、守る会の合同会議で、岡村正淳弁護士が「裁判所の積極発言だ」と説明し、和解交渉の受け入れを決めました。しかし、住友金属鉾山の返答は「和解に応じない」でした。僕は、さぞ落胆したろうと原告に電話しましたが、「予想通り」「あんまり早く片付くと寂しいわ」と、動じる気配がありません。気負わずに、裁判を生活の中に取り込んで淡々と暮らす姿に、被害者のたくましさを感じました。土呂久の人たちに、最後まで付き合おうと腹をくくりました。

宮崎地裁延岡支部の判決は 3 月 26 日午前 10 時半に開廷。原告側最前列に弁護団 12 人、2, 3 列目に約 20 人の原告や遺族。僕は、原告付添いとして 2 列目の最も裁判官に近い席で判決を聞きました。判決要旨を読む裁判長に左右の陪席裁判官が「そこ、違います」と小声で読み違えを指摘するのも聞こえたほどです。

名判決でした。原告の請求を、公健法給付とは全く別の純粋な「慰謝料」と認め、被害によって 2500 万円から 300 万円まで 9 ランクに分けた支払いを命じました。土呂久の 3 度の判決の中で、手放しで喜べる全面勝利でした。僕らは、そのまま原告たちを土呂久へ送り、佐藤実雄さん宅で夜遅くまで喜びを分かち合いました。

170-5 訴訟と公健法の両立

土呂久を記録する会編「記録・土呂久」

加藤満生ほか「15 年の長期訴訟」P215～P216 より

1990（平成 2）年 3 月 26 日、中央に鏑木重明、右に飯田喜信、左に林正宏の 3 人の裁判官が並んだ宮崎地裁延岡支部の法廷で、土呂久鉾害訴訟判決の主文と理由の要旨が読み上げられた。まず一陣と同様に、土呂久鉾山での亜硫酸製造による環境汚染で原告らが慢性砒素中毒症に罹患したことと、被告の住友金属鉾山に鉾業権を一時取得した者として損害賠償の責任があることを認めた。そのうえで、「原告らの本件請求は、砒素によって生じた健康被害に伴う諸々の精神的苦痛に対する慰謝料を請求しているものと理解できる」として、公健法給付には含まれていない慰謝料として少ない方で 300 万円、多い

もので 2500 万円の 9 ランクに分けた支払いを被告に命じたのである。

認定総額は 2 億 1803 万円で請求額の 4 分の 1 ではあったが、原告全員を救済し、しかも公健法給付を控除しなかったことで、一陣訴訟をさらに一步前へ進める内容だった。

(略)

この判決によって、原告は、公健法で受給した金額を控除されることを免れただけでなく、この後も同法の適用を受けることが可能になった。公害裁判の定形とされた包括一律請求では、一陣控訴審判決でみられたように公健法との両立は困難になってきており、公害裁判に純粹慰謝料請求訴訟の道を開いた意味でも画期的な判決といえた。

この判決を不服とする被告住友は 4 日後の 3 月 30 日、福岡高裁宮崎支部へ控訴した。

弁護士橋口、田中、真早流の 3 人は「公害研究」20 巻 2 号に掲載された「土呂久鉦害訴訟第二陣一審判決について」の結びに、この判決についてこう書いている。

「第二陣判決は、損害論において原告らの包括一律請求に対して、慰謝料請求と解した上で公健法給付を控除しなかった点、従って、原告らの最も強い要請の一つであった公健法給付打切りの不安を一応払拭することができた点、時効論において、提訴直前の原告らと弁護団との協議時点を起算点とすることによって、全員の法的救済を可能にした点において、第一陣判決を更に一步進めたものであり、公害裁判の新たな一頁を記したものと言うことができるその意義は高く評価できる」

土呂久公害に関する三度の判決によって、慢性砒素中毒症の病像、住友鉦の鉦業法上の責任、知事斡旋補償の限定的解釈などが定着し、二陣一審判決が損害論について被害者の強い要請に応える判断を示したことによって、弁護団の目標は、いかにして早期解決をはかるかに移った。

守る会機関紙「鉦毒」第 86 号（1990 年 4 月 20 日発行）

岡村正淳「土呂久鉦毒二陣訴訟一審判決について」

今回の判決は極めて論旨明快で間然するところがない。

判決はまず、原告らの請求は結局のところ健康被害による精神的苦痛に対する慰藉料の請求であると解した。そのうえで公健法給付の趣旨を検討し、その給付水準が公害裁判の判決が逸失利益の喪失による財産的損害と認める水準に比べて 20～30% も低い金額となっていることなどから、公健法は財産的損害のみを填補するものと認め、従って原告らの請求する慰藉料と公健法給付とは性質が異なり、相互補完の関係にはないから給付額の控除は許されないと結論を導いている。労災保険給付との関係についても同様である。